

検討会におけるこれまでの主な意見

(第1回の意見：下線なし、第2回の意見：下線あり)

1 特定工場を取り巻く現状と課題

(1) 老朽化による建替や生産性・競争力の向上のための設備投資の必要性

- ・敷地に余裕がないため、工場の建替や設備投資ができず、世界との競争力において不安がある。
- ・多くの工場が、築40年は経過しており、建替時期を迎えている。老朽化した建物を建て替えたいが生産を止めるわけにはいかず、敷地に余裕がないため対応できない。
- ・設備更新の目的は、生産効率や品質管理の向上と労働環境の改善などである。
- ・技術革新によって求められるものが日々変わっている。世界との競争力を高めていくためには、建屋や設備を変えないとついていけない。
- ・敷地外に土地を借りて資材置き場としている。

(2) 雇用の維持確保、労働環境の改善

- ・新入社員を雇用したいが、建屋が古いため、若い人からは倦厭されがちとなり、思うように人材を確保することができない。
- ・夏場の猛暑の中、敷地に余裕がないため、建屋を建てることができず屋外で作業させている。
- ・クーラーもない部屋で従業員を働かせている。従業員の離職を防止する観点でも労働環境を改善したいが、現行制度の状態であれば、建屋が4分の1になってしまう。
- ・老朽化対策として建物の建替えができれば、働いている労働環境を改善することができる。
- ・敷地に余裕ができると労働者のための福利厚生施設や食堂を作ることができる。

(3) 市外転出の可能性

- ・現在の状況では、市外への移転も考えざるを得ない状況になっている。
- ・明石市が中核市となり、新たに事業所税が課せられることとなった。これまで、課税されていなかったのが、大きな負担となっている。
- ・移転を考えて市外の工業団地に申し込んだが、抽選から外れ、結果として移転していない企業がある。
- ・下請けや関連企業などへの影響も含めて、本市で継続して操業することは、雇用面や税収面においても貢献できる。

2 工場緑地に関する意見

① 明石市内における製造業の状況

- ・明石市はものづくりの拠点となっている。緑地面積率を緩和することは大規模工場だけでなく、下請けや関連企業などへの影響も考えられ、市内産業の活性化にもつながるのではないかと。
- ・企業の切実な声を受けて請願が可決されている。

- ・製造品等出荷額がものづくりで有名な東大阪市よりも明石市の方が多い。明石市は産業について、もっと力を入れていくべきではないか。
- ・日本中の企業がコロナによって疲弊している中で、すぐに建替を行いたい企業があるのかどうか疑問である。
- ・緩和は企業にとって、非常にありがたい。企業として選択肢が増えると、様々な対応が可能となる。緩和を希望するかどうか聞かれると当然緩和してほしい。
- ・働く者にとって、職住近接はワークライフバランスの観点でも重要である。工場と住環境がいかに調和していくかが大事だと思う。
- ・市域が狭いので、緩和していく方向を考えざるを得ないのではないかと考えている。
- ・企業が市内で操業を続けることは、SDGsの観点でもある持続可能なまちの発展に有効ではないか。

② 事業所税を含む税収

- ・明石市が中核市となり、新たに事業所税が課せられることとなった。これまで、課税されていなかったもので、大きな負担となっている（再掲）。
- ・市内製造業を営む事業者は、法人市民税を年間約10億6,000万円、事業所税を10億5,000万円、さらに、固定資産税も負担している。
- ・企業は、法人市民税を納税し、従業員は市民税を納めている。こういった財源を緑地の整備に有効活用してもらいたい。
- ・市民や地域の方、時には小学生と一緒に緑地を育てていこうとすると、維持費に相当お金がかかる。事業所税を財源として緑地の維持管理に充てることができないか。補助することで工場緑化が良い方向に進むのではないか。
- ・事業所税は、従業員の給料割と建屋割で課税されており、この財源を活用して都市計画の観点から、工場敷地の外から見えない緑地ではなく、都市全体の緑がどうあるべきかを考えて、計画的に必要な緑地を整備してもらいたい。

③ 他都市の状況

- ・南二見人工島は、工業専用地域で居住区域とも離れている。同じ人工島でも播磨町は1%であり、同じようにすべきではないか。
- ・明石市は市域が狭いだけでなく、人口密度が高いという特性がある。本市と同じような条件の他都市の状況を踏まえる必要があるのではないか。
- ・他市との比較において、緩和していない市もあり、それぞれの市としてどのような事情があるのか視野を広げて調査し、検討する必要がある。
- ・働く場所があり、緑があり、両方がバランスよく配置されている都市が良いまちだと思う。

④ 地球温暖化対策（温室効果ガスの削減）

- ・地球温暖化が進んでいる中で、明石市は気候非常事態宣言を行い、CO₂を2050年までに実質排出ゼロを目指している。そのような中で、工場緑地を緩和して問題ないのか。
- ・CO₂の吸収率の高い緑化を求めていくなど、緩和だけでなく、別の方策を考えないと市民理解は得られにくい。

- ・工場の建替や設備更新が促進されることで、CO₂排出量の削減が進むことになる。
- ・2050年にCO₂排出実質ゼロをめざす状況においては、今まで以上に工場などの産業部門において、省エネを優先的にやっつけていかないといけない。加えて、地域環境や生物多様性、市の緑被率にも配慮する観点も必要だと思う。

⑤ 緑地の保全・緑化の推進

- ・工場の緑地（周辺部を除く。）は市民の方からは見えないので、必要な緑地は市内全域を見てバランスよく整備すべきではないか。
- ・緑地の果たす役割や機能には、防災減災機能や環境保全機能があり、グリーンインフラという形で、まちづくりに活かすところも増えてきている。
- ・市内において、CO₂吸収量の高い手入れの行き届いた樹林地が増えているのか、放棄竹林が増えているのかは、緑の基本計画において検討すべきであると思うが、こういった観点なしでは緑地面積率の検討は難しい。
- ・工場の緑地は、市内全体の緑被の4%に過ぎない。工場緑地を見直すことで市全体の環境にどのような影響を及ぼすものなのか検討する必要がある。
- ・明石市全体の緑のことを工場内の緑だけに求められるのはおかしい。
- ・二見の人工島については、公園緑地より工場緑地の方が多く、生物多様性や防災の観点から、工場緑化が明石市全体の都市緑地として大切なものではないか。
- ・工場は、緑地の持っている効果や役割を活用しようと行政や市民とのパートナーシップによって、取組を進めている例もある。明石市にとってもそういう方向で考えていけばよいのではないか。
- ・緩和するのであれば、CO₂の吸収能力の高い樹林にしたり、工場の緑地を外に開かれた緑として考え、地域コミュニティと話し合いながら緑地を整備すれば、地域の方にもコミュニティの意識が生まれるし、企業にもコミュニティの一員としての効果があるのではないか。
- ・緩和後の緑地として、どのような緑地を整備すれば、CO₂対策となるのか、植栽すべき樹木の指定やビオトープの設置の有無など取り組むべき方策を示していただければ対応できることもある。
- ・植樹や里山の整備などに取り組んでいる企業もある。
- ・明石市の緑地にとって工場緑地は大切なもので、それを守っていくことがすごく有益なものではないかと思っている。工場が緑化に取り組み、市が広報することで、市民の意識も変えていきたい。企業も市民の一員として、明石市のまちづくりを一緒に考えてもらいたい。

⑥ 生物多様性の保全

- ・公園緑地や街路樹等は都市緑地として今まで注目されてきたが、生物多様性の観点から、工場緑地の持つポテンシャルが注目されている。
- ・二見の人工島については、公園緑地より工場緑地の方が多く、生物多様性や防災の観点から、工場緑化が明石市全体の都市緑地として大切なものではないか。（再掲）
- ・人工島の緑地を見ると、生物多様性の観点や防災上の観点から、樹木を集約するなど配置を変える方がよいではないか。

- ・生物多様性の観点から、工場ごとのカルテを作成すれば、どのような緩和が可能か、あるいは緑地のどの部分は残してほしいか判断することができる。

⑦ 公害防止に向けた取組

- ・工場立地法が目的とする公害対策については、一定対応できていると考える。
- ・昭和 48 年に法律ができたときからすると、環境自体はずいぶん改善されている。当初の目的を達成しており、緩和していいのではないか。
- ・高度経済成長期の公害を起因として工場立地法ができたが、今では多くの対象工場が ISO 14001 の認証を受けており、環境に配慮した操業を行っている。

⑧ 防災面

- ・緑地の果たす役割や機能には、防災減災機能や環境保全機能があり、グリーンインフラという形で、まちづくりに活かすところも増えてきている（再掲）。
- ・二見の人工島については、公園緑地より工場緑地の方が多く、生物多様性や防災の観点から、工場緑化が明石市全体の都市緑地として大切なものではないか。（再掲）
- ・人工島の緑地を見ると、生物多様性の観点や防災上の観点から、樹木を集約するなど配置を変える方が良いではないか。（再掲）
- ・南二見人工島は、災害時に液状化しないのか。人工島にしっかり根付く樹を植えるなど、人工島が液状化しないように企業と市民が一緒に取り組めたら良い。
- ・緑地面積の問題点として、防災機能を果たせるかどうかという観点も忘れてはいけない。
- ・緑地には防災機能があり、この機能を活かして、津波や液状化現象に対して、緑地の減災機能の研究が進み、国交省や環境省がグリーンインフラや Eco-DRR など、生態系を活かした減災を提案している。

⑨ 周辺地域に与える影響（生活環境・心理的融和）

- ・工場立地法による緑地整備の目的は、周辺環境との調和であり、緑地面積率の見直しが周辺環境にどのような影響を及ぼすのか検討する必要がある。
- ・建屋を更新することができれば、外観上も優れた工場とすることができる。
- ・二見人工島は居住区域と区別され、産業振興のための企業団地として作られている。
- ・緩和による周辺環境に与える影響度は、一定イメージでき、法的に緩和できる上限内であれば、建替や設備更新も図られ、老朽化対策が進むとともに、地域に対しても環境的に良い面が出てくるのではないか。
- ・工場に対して、3K といった昔の悪いイメージをもっているのではないか。工場が近所にあると生活に大きな影響を与えて大変という印象は少し違う。
- ・市内全域を一律で緩和すると、市内の耕作放棄地に資本が入り、人口密度が高く、自然が豊かな明石市のまちが工場になってしまうのではないか。
- ・工場の建替時に、建替における全体像が見えるよう市民に広報などを用いて連絡をいただければ、市民は安心して生活できると思う。

⑩ 企業による地域貢献の取組

- ・企業の従業員が通勤するための車両が生活道路に進入して地域として困っている。地域貢献ということであれば、進入防止対策に努めてほしい。

- ・市内で働く人の保育問題もあり、企業内保育所の設置に努めてほしい。
- ・公園が不足している地域もあるので、公園整備も考えてほしい。
- ・敷地内の清掃はもとより、周辺地域においても清掃活動を行うなど、新規従業員の確保だけでなく、周辺地域に配慮して努力していることは理解していただきたい。
- ・企業はすでにSDGsに取り組み、災害発生時には緊急物資搬送のためのヘリポートや避難場所を無償で提供している。また、被災地に対して、ボランティアの派遣や災害見舞金の支給などまちに貢献している。
- ・B-1グランプリや明石城築城400周年といった市の記念行事やイベント、地域のお祭りなどに協賛金を提供したり、ボランティア活動を行うなど、企業は地元と共存して明石市で事業を存続できたら良いと考えている。
- ・植樹や里山の整備などに取り組んでいる企業もある。(再掲)

3 今後の議論の方向性

- ・現実的な課題がある中で、事業所税の負担やCO2の問題、環境の問題など様々な課題があるが、SDGsの環境、経済、社会の三側面からの検討が重要であるとする。
- ・(仮称)あかしSDGs推進計画(第6次長期総合計画)や環境基本計画、緑の基本計画等が策定中のなか、判断しきれない。
- ・検討会として考える視点は、住環境と自然と工場がどのように共存していくのかという視点であると思う。
- ・緩和する方向を考えるのであれば、ガイドラインの策定など緑の質をしっかりと維持できる方策を考えることが必要だと思う。
- ・グリーンリカバリーという概念があり、単に元に戻るのではなく、もっと環境に配慮したより良い世界にしていこうという動きがある。
- ・特定工場が抱える課題として緩和の声がある。工場緑地が持つ様々な機能について議論がある。さらに企業は地域とコミュニケーションをしっかりとってほしいという話もある。そうした時に、もし緩和するのであれば、新たに工場緑地を考えていく上で、これらの質をさらに高めていけばよいのではないか。
- ・緩和するなら、質を高めることにつなげることとコミュニティに開かれた緑化のあり方を考えること、そして、市全体のまちづくりとつなげていくことで、より一層良い明石のまちができるのではないかと思う。
- ・工場緑地を明石のまちづくりにどう活かしていくかを議論するなど条件整備を考えた上で、最終的に緩和するかしないかの結論を出すべきではないか。
- ・緩和の方向性を踏まえた上で議論を深めていくほうが良いのではないか。
- ・工場ごとに置かれている状況が異なるので、個々の工場ごとに緩和するかどうか検討するような制度とできないか。
- ・数少ない特定工場のために、市内全域を一律に緩和することは荒っぽいのではないか。

【意見のまとめ】

- * 工場の老朽化による建替えができないなど、緑地面積を確保することによって生じる課題については認識している。
- * 工場の緑地もまちの緑の資源の一つとして大変重要なものであり、単なる面積率の確保ではなく、まちづくりの観点やCO2吸収量の観点、緑の質を高める観点、地域との関わり、コミュニケーションといった観点について、今後、議論を深めていくことで、どのような条件整備をしていけばよいのかを考えていく。

4 市民意見の聴取について

- ・一旦緩和すると後戻りすることができないので、市民がどう考えているのか把握する必要があるのではないか。パブリックコメントと違う形で意見を聞く機会もないと市民の意見が出てこない。
- ・緑地面積率の緩和は住環境に密接に関わってくる内容だと思うが、市民の意見を聞くような機会を予定されているのか。
- ・検討会に対して市民の聴衆に関する要望が提出されており、市民意見を聴く機会を設けてはどうか。
- ・コロナ禍の中、オンライン上で意見を求めるなど、WEBを活用し、気軽に幅広い意見を求めているかどうか。